

株主の皆様へ

第77期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都新宿区笹筒町15番地
牛込笹筒区民ホール

⚠ 本年は会場が変更になっております。末尾掲載
の案内図をご参照ください。

■ 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する株式報酬制度の額及び内容決定の
件

事前の議決権行使

2024年6月26日（水曜日）
午後5時までに到着

経営理念

顧客満足度の追求

高い技術力により、生活・産業基盤の整備事業を通じ、顧客満足度を高め、社会に貢献します。

株主価値の増大

効率経営に徹し、安定的収益の確保をはかり、株主価値の増大に努めます。

社員活力の重視

社員の能力が最大限発揮でき、働き甲斐のある会社を目指します。

社会性の重視

企業市民として、公正かつ妥当な事業活動を行います。

地球環境への貢献

環境への負荷低減に努め、生活環境と自然の調和を大切にされた事業活動を行います。

Contents

≫ ごあいさつ	P1
≫ 招集ご通知	P2
≫ 株主総会参考書類	P6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件	
≫ 事業報告	P28
≫ 連結計算書類	P41
≫ 計算書類	P43
≫ 監査報告書	P45
≫ 特集	P51
≫ 株主メモ	巻末

株主の皆様へ

「将来へつながる」道づくり

～選ばれる企業へ～

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第77期定時株主総会招集ご通知をお届けさせていただき、当社グループの現況をご報告するとともに、当社の基本方針や、株主の皆様にご賛否をお願いする重要な事項につきまして、ご説明させていただきます。

何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

今後も皆様のご期待にお応えできますよう「将来へつながる」道づくりを行い、選ばれる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役社長

蓮井 肇



株主各位

証券コード1776
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
三井住建道路株式会社

代表取締役社長 蓮井 肇

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第77期定時株主総会招集ご通知」及び「第77期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.smrc.co.jp/ir/general_meeting.html



また、電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「三井住建道路」または証券コード「1776」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、同封の議決権行使書用紙または、インターネット等により賛否をご表示いただき、来る**2024年6月26日（水曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都新宿区筈町15番地
牛込筈町区民ホール



本年は会場が変更になっております。
末尾掲載の案内図をご参照ください。

目的事項

報告事項 1. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

以上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項記載書面をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - 株主の皆様におかれましては、開催日時点でのご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時必着



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時まで

ご注意事項

- ※書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- ※インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

代理人による議決権行使の場合

代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第16条の定めにより議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。

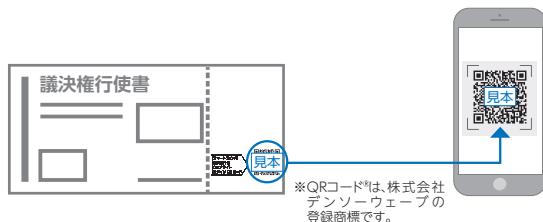
この場合は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
なお、代理人は1名とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

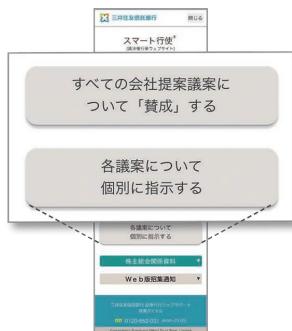
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



議決権電子行使プラットフォームのご利用について
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

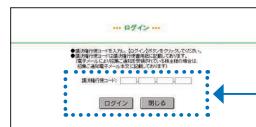
1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9:00~21:00)

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能のより一層の強化と、業務執行の機動性向上により、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させることを目的として監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行うものであります。
- ② 迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を新設するものであります（変更案第25条）。
- ③ その他、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものと致します。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機 関）	（機 関）
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(削 除)
(3) 監査役会	(2) 監査等委員会
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
（公告方法）	（公告方法）
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条（条文省略）	第6条～第10条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) <u>第28条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) <u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2.</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 <u>2.</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(報酬等) <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第29条</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第30条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) <u>第31条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第 6 章 相談役および顧問 <u>第36条</u> (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算 <u>第37条～第40条</u> (条文省略)</p>	<p>第 6 章 相談役および顧問 <u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算 <u>第33条～第36条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第77期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 第77期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任年数	取締役会への 出席状況
1	新任 きたはら かずあき 北原 和明	顧問	—	—
2	再任 はすい はじめ 蓮井 肇	代表取締役社長 執行役員社長	4年	13回/13回 (100%)
3	再任 つる ひろと 鶴 洋人	取締役 常務執行役員 工事本部長兼安全統括兼 製品部担当兼安全環境部担当	2年	13回/13回 (100%)
4	再任 まつだ ゆうじ 松田 雄二	取締役 常務執行役員 営業本部長兼技術研究所担当	1年	9回/10回 (90.0%)
5	新任 さわき ただし 澤木 忠	執行役員 管理本部長兼経営企画部担当	—	—

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 次頁以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

候補者番号

1

きたはら かずあき
北原 和明 (1964年6月20日生 満60歳)

新任

所有する当社の株式の数
3,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井建設株式会社入社
2016年 7月 三井住友建設株式会社 管理本部経理部長
2019年11月 同社管理本部次長
2020年 4月 同社執行役員、管理本部副本部長
2021年 4月 同社管理本部長
2022年 4月 同社常務執行役員
2024年 4月 当社顧問 (現任)

選任理由

同氏は、三井住友建設株式会社において管理部門の要職を歴任し、豊富な知識と会社経営の経験を有していることから、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

はすい はじめ
蓮井 肇 (1966年12月17日生 満57歳)

再任

在任年数
4年

所有する当社の株式の数
5,900株

取締役会への出席状況
13回/13回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 三井道路株式会社入社
2015年 4月 当社関東支店営業部長
2017年 4月 当社関東支店副支店長
2018年 4月 当社執行役員、中部支店長
2020年 4月 当社常務執行役員、工事本部長、安全統括、安全環境部担当
2020年 6月 当社取締役
2021年 4月 当社代表取締役社長 (現任)、執行役員社長 (現任)

選任理由

同氏は、取締役社長として強いリーダーシップと決断力により業務執行を指揮しており、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

つる
鶴

ひろと
洋人

(1963年8月8日生 満60歳)

再任

在任年数

2年

所有する当社の株式の数

6,400株

取締役会への出席状況

13回/13回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三井道路株式会社入社
2010年 4月 当社九州支店工事部長
2012年 4月 当社北海道支店工事部長
2014年 4月 当社中部支店副支店長
2015年 4月 当社九州支店副支店長
2017年 4月 当社九州支店長
2018年 4月 当社執行役員、九州支店長
2021年 4月 当社工事本部長 (現任)、安全統括 (現任)、安全環境部担当 (現任)
2022年 6月 当社取締役(現任)
2023年 4月 当社常務執行役員 (現任)、製品部担当 (現任)

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また工事部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

まつだ
松田

ゆうじ
雄二

(1961年1月8日生 満63歳)

再任

在任年数

1年

所有する当社の株式の数

6,700株

取締役会への出席状況

9回/10回
(90.0%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 住建道路株式会社入社
2009年 6月 当社関東支店営業部長
2013年 4月 当社関東支店副支店長
2014年 4月 当社北海道支店副支店長
2015年 4月 当社中部支店長
2017年 4月 当社執行役員、中部支店長
2018年 4月 東北支店長
2021年 4月 当社常務執行役員 (現任)、関東支店長
2023年 4月 当社営業本部長 (現任)、技術研究所担当 (現任)
2023年 6月 当社取締役 (現任)

選任理由

同氏は、取締役としての責務を適切に果たしており、また営業部門の統括責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

さわき
澤木

ただし
忠 (1969年7月16日生 満54歳)

新任

所有する当社の株式の数

4,900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 三井道路株式会社入社
2013年 4月 当社北海道支店事務部長
2015年11月 当社企画・管理本部経理部副部長、主計課長
2016年 4月 当社企画・管理本部経理部長、内部統制監理室長
2017年 4月 当社管理本部経理部長、内部統制監理室長
2023年 4月 当社執行役員（現任）、管理本部長（現任）
2024年 4月 当社経営企画部担当（現任）

選任理由

同氏は、管理部門において豊富な経験を有しており、管理部門の責任者として、当社企業価値向上に必要と判断するため、新任取締役候補者といたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役 在任年数	監査役 在任年数	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	新任 かじき やすし 梶木 泰志	取締役	1年	—	10回/10回 (100%)	—
2	新任 ほし ちえ 星 千絵	社外 独立役員 社外取締役	1年	—	10回/10回 (100%)	—
3	新任 まつばやし けいこ 松林 恵子	社外 独立役員 社外監査役	—	4年	13回/13回 (100%)	11回/11回 (100%)
4	新任 あんどう よしみち 安藤 佳道	社外 独立役員 —	—	—	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 星千絵（戸籍上の氏名は安野千絵）、松林恵子、安藤佳道の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外取締役候補者であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、当社定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を星千絵氏との間で取締役として、松林恵子氏との間で監査役として締結しております。梶木泰志氏、星千絵氏、松林恵子氏、安藤佳道氏の監査等委員である取締役としての選任が承認可決された場合には、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 次頁以降の監査等委員である取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。
6. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
社外取締役候補者である星千絵氏が2021年6月より社外監査役を務める鴻池運輸株式会社において、2023年12月、取引業者との共謀による架空の外注費用の計上や貯蔵品の不正な消し込み等が行われた事実が判明しました。同氏は、本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より当該会社にて法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行う等、適正に業務を遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止策の策定に関して意見を表明するなど、再発防止に向けその職責を果たしております。

候補者番号

1

かじ き やす し
梶木 泰志 (1961年10月17日生 満62歳)

新任

取締役在任年数

1年

所有する当社の株式の数

3,300株

取締役会への出席状況

10回/10回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 三井建設株式会社入社
2001年 4月 三井建設株式会社財務統括部財務管理室長
2003年 3月 同社東京土木支店事務部経理課長
2003年 4月 三井住友建設株式会社東京土木支店総務部経理課長
2010年 4月 当社企画・管理本部経理部長
2012年 4月 当社入社
2014年 4月 当社企画・管理本部経営企画部長
2017年 4月 当社管理本部経営企画部長
2019年 4月 当社経営企画部長
2022年 4月 当社執行役員
2023年 4月 当社監査部担当
2023年 6月 当社取締役（現任）

選任理由

同氏は、三井住友建設株式会社および当社において長年にわたり建設業に関する幅広い業務経験を重ねてきており、建設業全般に関する相当程度の知見を有すると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

ほし ち え
星 千絵 (1972年3月6日生 満52歳)

新任

社外

独立役員

取締役在任年数

1年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

10回/10回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2004年 9月 田辺総合法律事務所入所（現任）
2014年 4月 防衛調達審議会委員
2021年 3月 B A S E 株式会社補欠監査役
2021年 6月 鴻池運輸株式会社社外監査役（現任）
2021年 6月 学校法人大東文化学園理事（現任）
2022年 3月 B A S E 株式会社社外監査役（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、社外取締役として当社の経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、当社の経営の健全性確保に貢献いただくべく、監査等委員である取締役候補者としていたしました。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

3

まつばやし けいこ
松林 恵子 (1958年11月26日生 満65歳)

新任 社外 独立役員

監査役在任年数

4年

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

13回/13回
(100%)

監査役会への出席状況

11回/11回
(100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 7月 国税不服審判所審判部大蔵事務官
 2011年 7月 品川税務署副署長
 2013年 7月 東京国税局調査一部特別国税調査官
 2015年 7月 東京国税局調査二部統括国税調査官
 2016年 7月 本郷税務署長
 2017年 7月 東京国税局総務部厚生課長
 2018年 7月 緑税務署長
 2019年 7月 定年退職
 2019年 8月 松林恵子税理士事務所開設
 2020年 6月 当社社外監査役（現任）
 2021年 9月 株式会社フルヤ金属社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたる国税庁勤務における税務分野の知識と豊富な経験を有しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、監査体制に関する相当程度の知見を有すると判断し、当社の経営の健全性確保に貢献いただくべく、監査等委員である取締役候補者といたしました。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

4

あんどう よしみち
安藤 佳道 (1969年2月7日生 満55歳)

新任 社外 独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
 1997年 6月 公認会計士登録
 2005年 10月 同法人シニアマネージャー
 2021年 12月 同法人退所
 2021年 12月 税理士登録
 2022年 1月 安藤勇税理士事務所入所
 2024年 4月 安藤会計事務所 所長（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたる監査法人勤務における監査の知識と豊富な経験を有しており、監査体制に関する相当程度の知見を有すると判断し、当社の経営の健全性確保に貢献いただくべく、監査等委員である取締役候補者といたしました。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(ご参考)

株主総会後の取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

※本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合

氏名	性別	専門性、経験					
		企業経営	営業・マーケティング	生産・技術・品質	財務会計	法務・コンプライアンス	人事・人財開発
取締役	北原 和明	●			●	●	●
	蓮井 肇	●	●	●			
	鶴 洋人	●	●	●			
	松田 雄二	●	●	●			
	澤木 忠	●	●		●	●	●
監査等委員	梶木 泰志	●			●	●	
	星 千絵	社外 独立	●			●	
	松林 恵子	社外 独立	●		●	●	
	安藤 佳道	社外 独立	●			●	●

(注) 本一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※  男性  女性

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は2021年6月29日開催の第74期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額160百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、従来の取締役の報酬額と同額の年額160百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人としての給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

本事案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって取締役は5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2021年6月29日開催の第74期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本事案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 株式報酬制度の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき導入し、現在まで運用しております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬枠として、本制度に係る報酬枠を改めて設定することといたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額とは別枠で、本定時株主総会終結日の翌日から2025年6月の定時株主総会終結の日までの1年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して、変更後の本制度による株式報酬を支給するというものです。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、37頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合、27頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員及び理事を対象として導入済みである同様の株式報酬制度についても継続する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2019年の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2025年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金14百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり23,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金14百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、執行役員及び理事についても同様に制度を継続する場合には、執行役員及び理事に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託

財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下同じ。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金14百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役が交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり23,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

（4）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（5）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

■ 取締役会の構成・選任手続き

当社は、取締役会において活発な審議と迅速な意思決定ができるように、定款において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内と定めております。取締役の選任にあたっては、舗装工事業、土木工事業、製品製造販売業を主体とした建設会社であるという観点から、これらの事業に対する相当程度の知見を有する者、及び事業活動を遂行するに相応しい体制を維持する観点から、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者を取締役会構成員としてバランスよく選任することとしております。

社外取締役には、弁護士としての専門的な知識と経験を有する者、国税局勤務における税務分野の豊富な知識と経験を有する者、監査法人勤務における会計監査分野の豊富な知識と経験を有する者を選任する予定です。さらに、女性の視点で経営・事業をチェックできるよう社外取締役に女性を選任する予定です。

■ 役員を選任方針

経営陣幹部及び取締役候補の選任に関しては、代表取締役社長が、これまでの業績、人格、識見等からその責務に相応しい人物を選任し、指名・報酬委員会の協議を経た上で、また監査等委員である取締役候補につきましては、監査等委員会の同意を得た上で、独立社外取締役が出席する取締役会にて、経営陣幹部及び取締役候補を決定することとしております。当社の経営陣幹部及び取締役の任期は、業績の状況等を的確に反映させるため、1年（監査等委員である取締役の任期は2年）としています。なお、任期の途中であっても職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。

■ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所における独立役員要件を満たすことを以て、独立社外取締役であると判断しております。

なお、取引関係者については、「特定関係事業者」の関係者でないことを要件としております。

また、顧問弁護士事務所、会計監査人の事務所及び顧問税理士事務所に所属する者については独立性がないものと判断しております。

■ 役員の報酬等の額又は

その算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬に関しましては、取締役会において基本方針を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。また、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の協議を経て、株主総会において承認された範囲内で、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、株主総会において承認された範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

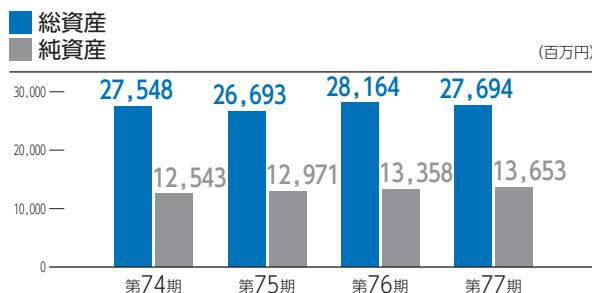
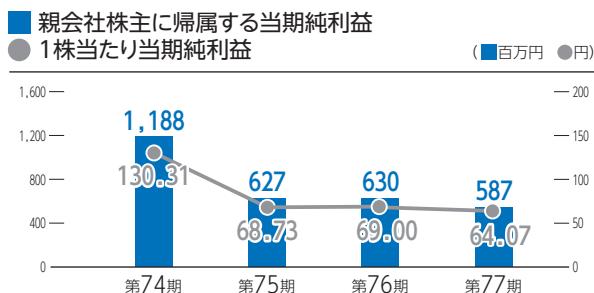
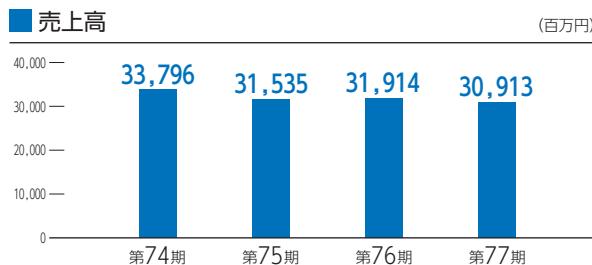
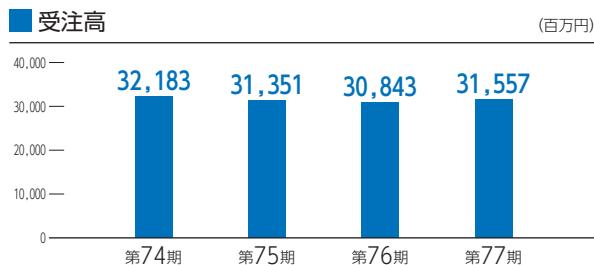
1. 企業集団の現況に関する事項

1 財産及び損益の状況の推移

区分	第74期 (2021年3月期)	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	第77期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
受注高 (百万円)	32,183	31,351	30,843	31,557
売上高 (百万円)	33,796	31,535	31,914	30,913
経常利益 (百万円)	1,827	949	1,015	1,027
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,188	627	630	587
1株当たり当期純利益 (円)	130.31	68.73	69.00	64.07
総資産 (百万円)	27,548	26,693	28,164	27,694
純資産 (百万円)	12,543	12,971	13,358	13,653
1株当たり純資産 (円)	1,374.67	1,421.00	1,462.05	1,486.70

(注) 1. 当社は取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定上、株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末発行済株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降の財産及び損益の状況の推移等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



2 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、建設業法による許可を受けて、建設工事ならびにこれらに関連する事業を行っております。

当社グループの主要な事業内容は、建設事業、製造・販売事業、その他の事業であり、建設事業は舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業、製造・販売事業は建設用資材の製造・販売に関する事業、その他の事業は売電事業及び不動産取引に関する事業であります。

建設事業	舗装工事、土木工事及び建築工事等に関する事業
製造・販売事業	建設用資材の製造・販売に関する事業
その他	売電事業及び不動産取引に関する事業

3 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境やインバウンド需要の持ち直しにより、景気は緩やかな回復傾向にありますが、世界情勢の緊迫に伴う資源価格の高騰や円安の進行による物価上昇が、個人消費の冷え込みや企業の設備投資の縮小に繋がる恐れがあるなど、先行きの不透明感が払拭できない厳しいものとなっております。

道路建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移しているものの、原油価格の高騰に伴い製造・販売事業の主要材料であるアスファルトの仕入価格が高止まりしていることが業績に大きな影響を及ぼし、採算の悪化に繋がっていることなど非常に厳しい環境となっております。

このような状況にありますが、当社グループ（当社及び連結子会社をいう。以下同じ。）は、不確実性の大きい経営環境にあっても、これに柔軟かつ機動的に対応することによって事業活動への影響を低減するよう努めてまいります。また、技術力やコスト競争力の向上と提案力の強化に努め収益の確保を目指すとともに、「働き方改革」と建設DXの推進による「生産性向上」の一体化を目標に施工効率の追求、協力会社の育成等を実行してまいります。

当社グループは、持続可能な社会の実現に向かって世界的に意識が高まっている背景を踏まえ、経済的価値の追求に加え、環境・社会的価値の追求を取り入れて事業活動を展開することで企業価値の増大を図り、ステークホルダーの皆様からの期待にお応えしていくことを目指して、2022年度を初年度とする三カ年の「中期経営計画2022-2024」を策定し、2022年5月に公表いたしました。コンセプトに掲げた『「将来へつながる」道づくり ～選ばれる企業へ～』に則り、当計画の基本方針である①当社グループの財産である「人」の育成を通じ、魅力ある職場環境の実現を目指す ②「大地とともに歩む」企業として、地球環境保全に積極的に取り組む ③高品質なものづくりを提供し、安心・安全で長く使い続けられる社会インフラの整備を行う事を着実に実施してまいります。また、企業市民として、安全・品質の確保やコンプライアンスの徹底を実践し、公正妥当な事業活動を行うとともに、内部統制システムの充実に努めてまいります。

当連結会計年度の当社グループの業績は、受注高は31,557百万円（前連結会計年度比2.3%増加）となりました。売上高は30,913百万円（前連結会計年度比3.1%減少）、経常利益は1,027百万円（前連結会計年度比1.3%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は587百万円（前連結会計年度比6.8%減少）となりました。

4 部門別事業の状況

ご参考 セグメント別状況



建設事業

完成工事高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



製造・販売事業・その他

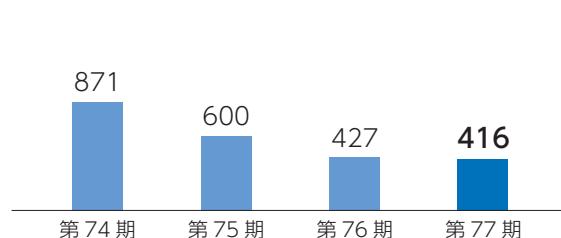
製品等売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



1. 工事部門

当連結会計年度の受注工事高は25,888百万円（前連結会計年度比2.6%増加）であり、これに前連結会計年度からの繰越工事高10,182百万円を加え、当連結会計年度手持工事高は36,071百万円となりました。うち当連結会計年度中の完成工事高は25,199百万円（前連結会計年度比4.0%減少）であり、これにより、翌連結会計年度への繰越工事高は10,871百万円となりました。当連結会計年度の主な受注工事及び完成工事は、次のとおりであります。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	三陸自動車道 R 5 仙台東管内舗装補修工事	福島県～宮城県
国土交通省関東地方整備局	R 5 国道17号上尾電線共同溝工事	埼玉県
野村不動産株式会社	千葉市稲毛区弥生町計画	千葉県
中日本高速道路株式会社	中央自動車道松本管内舗装補修工事（2023年度）	山梨県～長野県
関西エアポート株式会社	関西国際空港 1 期北側リモートエプロン舗装等工事	大阪府

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省関東地方整備局	R 4 国道17号上武道路今井地区舗装その1工事	群馬県
三井不動産レジデンシャル株式会社	（仮称）東京都小金井市前原町三丁目計画宅地造成工事	東京都
住友林業株式会社	（仮称）横浜市青葉区荏田北PJ（二工区）宅地造成工事	神奈川県
中日本高速道路株式会社	東名高速道路（特定更新等）静岡管内舗装改良工事（2020年度）	静岡県
国土交通省九州地方整備局	令和4年度佐敷トンネル舗装修繕外工事	熊本県

2. 製品部門

アスファルト合材等の製品部門におきましては、製品等売上高は5,668百万円（前連結会計年度比0.9%増加）となりました。

3. その他部門

その他部門におきましては、太陽光発電による売電事業の売上高は45百万円（前連結会計年度比10.7%減少）となりました。

4. 当連結会計年度の部門別受注高・売上高・繰越高

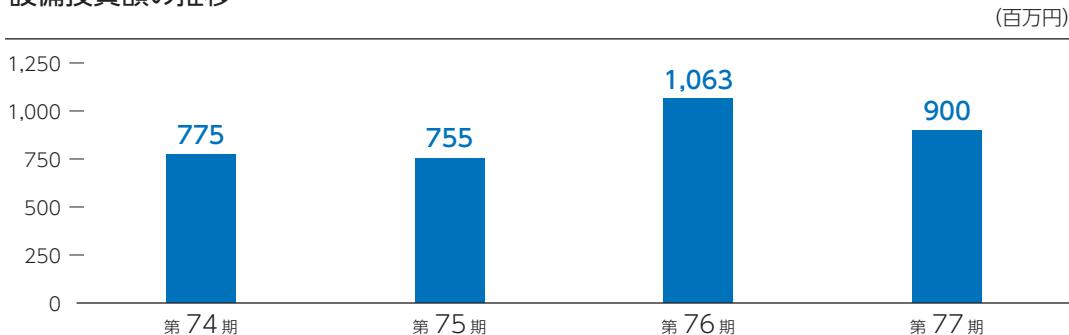
(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
工事部門	10,182	25,888	25,199	10,871
製品部門	—	5,668	5,668	—
その他部門	—	—	45	—
合計	10,182	31,557	30,913	10,871

5 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は900百万円であり、その主なものはアスファルト合材生産設備の建替のためのものです。

設備投資額の推移



6 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

7 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が維持すると予想されるものの、ウクライナや中東を巡る地政学リスクの継続などの不安定な国際情勢や円安傾向の長期化を起因とする原材料価格やエネルギー価格の高騰が懸念されるなど、引き続き不透明な状況が予想されます。

道路建設業界におきましては、建設資材価格の高騰、慢性的な人材不足による建設コストの上昇、これに伴った企業間競争の激化等が継続するなど、当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと予想しております。

このような状況下にはありますが、当社グループは、不確実性の大きい経営環境に柔軟かつ機動的に対応することによって、ステークホルダーから信頼され、選ばれ続ける企業を目指し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。また、コンプライアンスの徹底と企業の社会的責任を果たすことを継続してまいります。

具体的には、今後も予想される原材料価格やエネルギー価格の高騰への対応として、製造・販売事業を始めとするあらゆる部門でコスト低減を図るとともに、製品販売価格の適正化を推し進めることで、利益の創出を図ってまいります。

また、当社グループは人的資本が持続的成長に不可欠であると認識しており、社員一人ひとりの知識・スキルを高めることでより生産性向上を促進すべく、女性社員の活躍推進を始め、教育・研修の充実等、人財育成にも注力し成長戦略を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本店	東京都新宿区	関西支店	大阪市福島区
北海道支店	札幌市中央区	九州支店	福岡市中央区
東北支店	仙台市青葉区	開発環境事業部	川崎市麻生区
関東支店	東京都新宿区	技術研究所	千葉県流山市
中部支店	名古屋市中区		

② 子会社

会社名	本店所在地
三道工業株式会社	札幌市東区

9 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
429名	18名減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名	17名減	46.2歳	17.1年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

10 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a 親会社との関係

当社の親会社は三井住友建設株式会社であり、当社の総株主の議決権の53.85% (出資比率は53.81%) を保有しております。当社は同社から工事請負をしております。

b 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関して、舗装工事等の請負については、工事ごとに当社見積価格を提出し交渉のうえ、一般的取引条件を勘案し、決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
三道工業株式会社	20	100.0	道路舗装及び土木等工事の請負

11 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

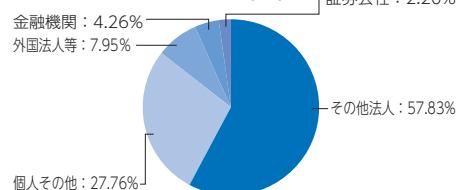
該当事項はありません。

2. 会社の状況

1 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,000,000株
 ② 発行済株式の総数 9,257,067株
 (自己株式 20,433株を除く。)
 ③ 当期末株主数 3,100名
 ④ 大株主の状況

所有者別株式の状況 (%)



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三井住友建設株式会社	4,981	53.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	232	2.51
MSIP CLIENT SECURITIES	197	2.13
INTERACTIVE BROKERS LLC	195	2.11
三井住建道路従業員持株会	134	1.44
株式会社ウベモク	130	1.40
高山泰三	100	1.08
服部光夫	95	1.02
野村證券株式会社	92	1.00
並河賢一郎	90	0.97

- (注) 1. 持株比率は自己株式(20,433株)を控除して計算しております。
 2. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する株式には、当社が設定した役員向け株式交付信託に係る当社株式73,400株が含まれております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 31,200株	3名
監査役(社外監査役を除く)	—	—

(注) 株式報酬制度に基づき、「役員向け株式交付信託」を通じて、退任取締役3名に対して交付したものであります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 当社の会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蓮井 肇 ※	執行役員社長
取締役	鶴洋人 ※	常務執行役員 工事本部長兼安全統括兼製品部担当兼安全環境部担当
取締役	松田 雄二 ※	常務執行役員 営業本部長兼技術研究所担当
取締役	梶木 泰志 ※	執行役員 監査部担当兼経営企画部長
取締役	社外取締役 独立役員 藤井 春雄	
取締役	社外取締役 独立役員 伊藤 弥生	株式会社カナデン社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役 西松建設株式会社社外取締役
取締役	社外取締役 独立役員 星 千絵	弁護士 鴻池運輸株式会社社外監査役 学校法人大東文化学園理事 B A S E 株式会社社外監査役
取締役	平 喜彦	三井住友建設株式会社常務執行役員 土木本部副本部長兼設計部門統括兼土木本部営業部門統括
常勤監査役	川島 淳	
常勤監査役	奥 蘭 泰 弘	
監査役	社外監査役 独立役員 若松 昭司	公認会計士 住友金属鉱山株式会社社外監査役
監査役	社外監査役 独立役員 松林 恵子	税理士 株式会社フルヤ金属社外取締役

- (注) 1. 取締役藤井春雄、伊藤弥生及び星千絵（戸籍上の氏名は安野千絵）の各氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役若松昭司、松林恵子の両氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 常勤監査役川島淳氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり法務に関する業務の経験を重ねてきており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
常勤監査役奥蘭泰弘氏は、三井住友建設株式会社及び当社において長年にわたり経理及び監査に関する業務の経験を重ねてきており、経理及び監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役若松昭司氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役松林恵子氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験から監査体制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2023年6月29日開催の第76期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。
- | | |
|-----|-------|
| 取締役 | 松田 雄二 |
| 取締役 | 梶木 泰志 |
| 取締役 | 星 千絵 |
| 取締役 | 平 喜彦 |

5. 2023年6月29日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任時の地位であります。

松井隆幸 (取締役)
西和昭 (取締役)
阿部勉 (取締役)
伊藤恵子 (取締役)
森理太郎 (取締役)

6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※印の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2024年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏名	会社における地位及び担当	
武藤政浩	執行役員	東北支店長兼管理部長
平井克政	執行役員	北海道支店長兼製品部長
榊内浩行	執行役員	関東支店長
澤木忠	執行役員	管理本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条の規定に基づき藤井春雄、伊藤弥生、星千絵及び平喜彦の各氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、各氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

当社は、定款第35条の規定に基づき若松昭司、松林恵子の両氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとしております。

なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役ならびに執行役員の全員であり、その保険料の9割を当社が負担しております。なお当社は、任期の途中である2024年10月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の役員報酬に関しましては、取締役会において基本方針を決定しております。取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

また、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準等をも考慮しながら、総合的に勘案し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定するものとしております。また、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

2021年6月29日開催の第74期定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額160百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役年額50百万円以内となっております。当該定時株主総会終結の時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は3名)監査役の員数は4名であります。また、2019年6月27日開催の第72期定時株主総会での決議により、報酬等の別枠で当社の取締役(社外取締役を除く)に対して、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終結の時点の本制度の対象となる取締役の員数は6名であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

取締役会において代表取締役社長蓮井肇に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしておりま
す。その権限の内容は、各取締役の役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与水準等を考慮した基本報酬額の決
定であり、権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職務評価を行うには代表取締役社長が最も適し
ているからであります。その決定につきましては、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	その他	
取 締 役 (社外取締役を除く)	70	63	7	—	7
監 査 役 (社外監査役を除く)	24	24	—	—	2
社 外 取 締 役	20	20	—	—	4
社 外 監 査 役	13	13	—	—	2

(注) 1. 使用人兼務取締役(3名)の使用人給与相当額は上表支給額とは別枠であり、その額は17百万円であります。

2. 取締役13名のうち5名は2023年6月開催の第76期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

3. 取締役13名のうち2名は無報酬であります。

⑦ 社外役員等に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
藤 井 春 雄	取締役	13/13回 (100.0%)	—	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、金融業経営の豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
伊 藤 弥 生	取締役	13/13回 (100.0%)	—	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、民間企業勤務におけるIT戦略を中心とした豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
星 千 絵	取締役	10/10回 (100.0%)	—	2023年6月29日就任以来開催の取締役会10回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
若 松 昭 司	監査役	9/13回 (69.2%)	11/11回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会13回のうち9回及び監査役会11回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
松 林 恵 子	監査役	13/13回 (100.0%)	11/11回 (100.0%)	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会11回全てに出席し、税理士としての豊富な経験に基づく専門的な観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	44	—
子 会 社	—	—
計	44	—

(注) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

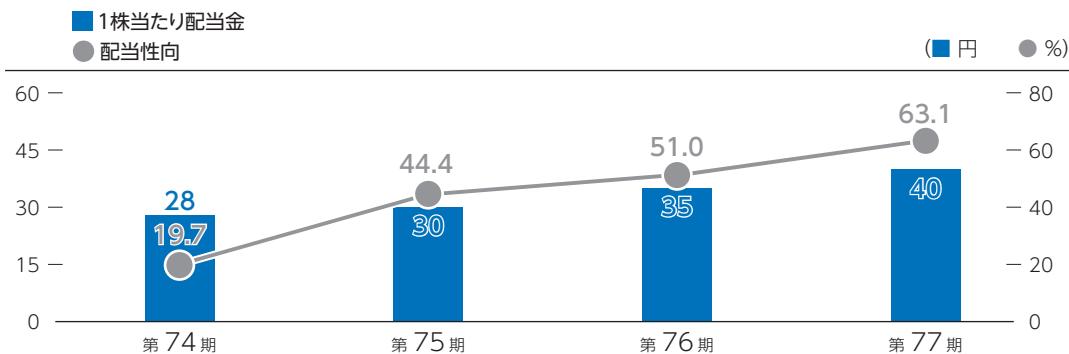
5 剰余金の配当等の決定の機関及び方針ならびに内容

当社は、業績の状況や長期的な事業発展のための内部留保の充実等を勘案しつつ、株主の皆様へは安定的な配当の継続とともに利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

また、当社は、利益状況に適した配当の水準及び時期を機動的に決定するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、2024年5月22日開催の取締役会決議により、1株につき40円とさせていただきます。これにより、配当金総額は370百万円となります。株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

1株当たり配当金の推移（単体）



以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流 動 資 産	20,558,169	流 動 負 債	12,015,930
現 金 預 金	11,178,021	支払手形・工事未払金等	4,702,206
受取手形・完成工事未収入金等	8,879,206	電 子 記 録 債 務	4,456,899
製 品	243	リ ー ス 債 務	33,613
未 成 工 事 支 出 金	133,515	未 払 法 人 税 等	325,563
材 料 貯 蔵 品	196,897	未 成 工 事 受 入 金	420,041
そ の 他	170,283	完 成 工 事 補 償 引 当 金	8,800
		賞 与 引 当 金	3,772
		そ の 他	2,065,033
固 定 資 産	7,135,858	固 定 負 債	2,024,742
有 形 固 定 資 産	6,221,516	再評価に係る繰延税金負債	285,249
建 物 ・ 構 築 物	1,542,276	株 式 報 酬 引 当 金	55,194
機 械 及 び 装 置	1,399,073	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,451,998
土 地	2,762,067	資 産 除 去 債 務	139,776
建 設 仮 勘 定	439,373	そ の 他	92,524
そ の 他	78,726	負 債 合 計	14,040,673
無 形 固 定 資 産	73,062	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	841,278	株 主 資 本	13,470,424
繰 延 税 金 資 産	646,875	資 本 金	1,329,850
そ の 他	216,582	資 本 剰 余 金	1,579,703
貸 倒 引 当 金	△22,178	利 益 剰 余 金	10,630,453
		自 己 株 式	△69,582
		その他の包括利益累計額	182,929
		土 地 再 評 価 差 額 金	178,874
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,055
		純 資 産 合 計	13,653,354
資 産 合 計	27,694,027	負 債 純 資 産 合 計	27,694,027

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目				金	額
				千円	千円
売	上	高			
完	成	工	事	25,199,817	
製	品	等	売	5,668,838	
売	電	事	業	45,167	30,913,824
売	上	原			
完	成	工	事	22,441,378	
製	品	等	売	5,275,070	
売	電	事	業	22,816	27,739,265
売	上	総	利		
完	成	工	事	2,758,438	
製	品	等	売	393,768	
売	電	事	業	22,351	3,174,558
販	売	費	及		2,180,035
営	業	外	利		994,523
営	業	外	収		
受	取	配	当	161	
受	取	地	代	1,713	
保	険	差	益	6,421	
鉄	屑	処	分	21,887	
そ	業	外	の	5,941	
営	業	外	費	9,267	45,391
支	払	利	息	363	
支	払	保	証	11,155	
賃	貸	収	入	463	11,983
経	常	利	益		1,027,931
特	別	利	益		
特	定	資	産	3,815	3,815
特	別	損	失		
固	定	資	産	25,234	
固	定	資	産	27,953	
工	場	再	編	78,552	131,740
			費		
			用		
			税		
			金		
			等		
			調		
			整		
			前		
			当		
			期		
			純		
			利		
			益		900,006
			法	305,631	
			人		
			税		
			、		
			住		
			民		
			税		
			及		
			び		
			事		
			業		
			税		
			額	6,829	312,461
			当		
			期		
			純		
			利		
			益		587,544
			非		
			支		
			配		
			株		
			主		
			に		
			帰		
			属		
			す		
			る		
			当		
			期		
			純		
			利		
			益		—
			親		
			会		
			社		
			株		
			主		
			に		
			帰		
			属		
			す		
			る		
			当		
			期		
			純		
			利		
			益		587,544

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
千円		千円	
流 動 資 産	20,511,437	流 動 負 債	12,086,669
現 金 預 金	11,166,241	電 子 記 録 債 務	4,456,899
受 取 手 形	1,443,239	工 事 未 払 金	3,529,536
完 成 工 事 未 収 入 金	6,277,111	買 掛 金	1,152,076
売 掛 金	1,123,685	リ ー ス 債 務 金	33,613
製 品	243	未 払 金	1,345,505
未 成 工 事 支 出 金	133,615	未 払 費 用	435,347
材 料 貯 蔵 品	196,897	未 払 法 人 税 等	320,881
そ の 他	170,403	未 成 工 事 受 入 金	420,041
		預 り 金	325,691
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	8,800
		そ の 他	58,275
固 定 資 産	7,153,351	固 定 負 債	2,024,002
有 形 固 定 資 産	6,220,860	リ ー ス 債 務	92,478
建 物 ・ 構 築 物	1,541,619	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	285,249
機 械 ・ 運 搬 具	1,403,802	株 式 報 酬 引 当 金	55,194
工 具 器 具 ・ 備 品	73,997	退 職 給 付 引 当 金	1,451,258
土 地	2,762,067	資 産 除 去 債 務	139,776
建 設 仮 勘 定	439,373	そ の 他	46
無 形 固 定 資 産	72,847	負 債 合 計	14,110,672
借 地 権	23,809	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	10,100	株 主 資 本	13,375,241
そ の 他	38,938	資 本 金	1,329,850
投 資 其 他 の 資 産	859,643	資 本 剰 余 金	1,579,703
投 資 有 価 証 券	7,488	資 本 準 備 金	541,453
関 係 会 社 株 式	20,570	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,038,250
従 業 員 長 期 貸 付 金	1,800	利 益 剰 余 金	10,535,270
繰 延 税 金 資 産	644,670	利 益 準 備 金	85,500
そ の 他	207,294	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,449,770
貸 倒 引 当 金	△22,178	繰 越 利 益 剰 余 金	10,449,770
		自 己 株 式	△69,582
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	178,874
		土 地 再 評 価 差 額 金	178,874
資 産 合 計	27,664,788	純 資 産 合 計	13,554,116
		負 債 純 資 産 合 計	27,664,788

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住建道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

三井住建道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住建道路株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

三井住建道路株式会社 監査役会

常勤監査役 川 島 淳 ㊟

常勤監査役 奥 蘭 泰 弘 ㊟

社外監査役 若 松 昭 司 ㊟

社外監査役 松 林 恵 子 ㊟

以 上

工事現場における一般車の 誤進入・追突防止システムの開発

誤進入ストッパー（デジタル文字シート）※実用新案登録出願中

近年、高速道路での交通規制を伴う工事現場において、工事用車両（ダンプトラック）に一般車両が追突する事故が多発しております。中には前方の車両が工事用車両であることに気づかず、工事用車両に追従し工事区域内に進入してしまうことで発生する事故も発生しております。

このような事故の防止対策として、当社は株式会社仙台銘板様と共同で、工事用車両に装着する電光掲示型の「一般車の誤進入・追突防止システム（誤進入ストッパー）」を開発いたしました。

操作イメージ

- 1 事前にスマホアプリより表示する文字を登録
- 2 運転中はスイッチ操作ユニットにて文字を切替
- 3 選択した文字を電光掲示板デジタル文字シートに表示
- 4 表示される文字を音声で確認

表示のためのスマホ画面の確認が不要であり
運転中であっても、安全に後続車両への注意喚起
を行うことが可能



ワイヤレス接続



「首都圏中央連絡自動車道 所沢管理事務所管内舗装補修工事」での実装試験も行っており、実装試験にご協力いただいたダンプ運転手様からは、スイッチ操作のみで簡単に後続車への注意喚起を行うことができるとして高い評価を得ております。当システムの導入によって、従来の工事用車両のハザードランプと黄色回転灯の点灯による注意喚起から大幅に安全性が向上し、高速道路の利用者が安全にストレスなく工事現場を通過してもらうことにも大きく寄与することに期待しております。

特集

施工実績のご紹介

R 4 国道17号上武道路今井地区舗装その1工事
(群馬県)



(仮称) 東京都小金井市前原町三丁目計画宅地造成工事
(東京都)



東名高速道路 (特定更新等) 静岡管内舗装改良工事 (2020年度)
(静岡県)



令和4年度佐敷トンネル舗装修繕外工事
(熊本県)



株主メモ

決算期	毎年3月31日
定時株主総会	6月
基準日	3月31日 その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日
配当金受領 株主確定日	3月31日（中間配当を行うときは9月30日）
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店でっております。
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (https://www.smrc.co.jp/)
単元株式数	100株

お知らせ

- 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

ホームページのご案内



よりくわしい財務情報や工事実績、保有技術をはじめとする会社情報を掲載しています。皆様からのアクセスをお待ちしております。

<https://www.smrc.co.jp/>

第77期 定時株主総会 会場ご案内図

開催日時 2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都新宿区筈町15番地
牛込筈区民ホール

⚠ 本年は会場が変更になっております。



都営大江戸線

牛込神楽坂駅 A1出口 より徒歩0分

東京メトロ東西線

神楽坂駅 2番出口 より徒歩10分

お願い：駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

